

3.事業団の事故の経緯報告書等の書類の信ぴょう性に疑問あり

市と事業団の見解

受託者である事業団より報告を受け、詳細について事業団へヒアリングを行った結果、事業団の一連の対応に大きな瑕疵はなかったと判断したものである。

家族の疑問・疑念

- a. 今回の誤嚥事故についての市の判断が事業団によって作成された事故当時の経緯報告書に基づいて行われているが、この報告書は事故当事者であり会場責任者でもあるレントゲン技師によって作成されたものであって、改ざんが行われたとも疑いたくなる内容で客観性に欠けた報告書と取れる。その報告書のみで市が判断していることに釈然としない。
- b. 事故対応マニュアルには誤嚥状況報告書①と②に記載しPDFファイルにしてコンピューターに入力する、とあるが、市から受け取った誤嚥状況報告書はワープロで作成されており、その下敷きとなる誤嚥状況報告書②の原本の提示を求めたが、無いとの返事には疑問を持つ。
- c. 誤嚥状況報告書①の原本は提示されたが、内容が違う二種類の報告書を市から受けとった。どちらが正式の報告書で何故このような事になったのかの説明を受けたが納得できない。
- d. その他にも色々ある。